

令和2年10月1日

大口町教育委員会

## 臨時休業の判断に関するお知らせ

保護者の皆様には、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、日頃より新しい生活様式に留意した学校教育活動へのご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関わる状況の推移には心配が絶えないところですが、今後も収束と流行を繰り返すことが想定され、学校においては地域の感染状況に応じて柔軟に対応しながら、可能な限り教育活動を継続していくことが必要と考えます。

このたび、愛知県教育委員会から、児童生徒または教職員の感染が判明した場合の臨時休業の実施について、最新の情報や知見に基づき弾力的に判断できることとした通知が出されました。これを受け、本町におきましても、学校からの情報に基づき、下記のように判断を行ってまいります。

感染予防対策に努めながら、授業、修学旅行等の学校行事を、できる限り実施していきたいと考えますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、今後も学校内での感染を防ぐため、児童生徒、同居ご家族の健康状態の把握とともに、ご家庭からの速やかな情報提供にご協力をお願いいたします。

### 記

- 1 児童生徒または教職員の感染が判明したとき、以下の場合には、臨時休業の期間や規模に関して、保健所と相談の上で弾力的に判断する。

- (1) 校内に濃厚接触者がいない場合は、臨時休業を行わない。
- (2) 校内に濃厚接触と特定された者がいた場合であっても、当該濃厚接触者が児童生徒、教員に接していない場合は、臨時休業を行わない。
- (3) 濃厚接触者が特定の学級や学年に限られる場合は、学級単位や学年単位の臨時休業とする。
- (4) 濃厚接触者の特定やその検査結果の判明に時間を要しない場合は、臨時休業の期間を、原則としていた3日間から短縮する。